

第1問

設問(1)

1 平成29年1月、甲は、20年分の管理費として200万円の請求をしている。債務は10年で時効消滅することから、20年前から10年前までの100万円の請求をすることが弁護士倫理上、問題となる。旧法の債権なので時効は10年。旧法は10年。

2 弁護士が時効完成を知らながら援用権喪失の抗弁を獲得することを目的として時効完成している債務の支払いを催告することは、弁護士の品位(弁護士職務基本規程(以下、「規程」という)6条)との関係で問題がある。なぜなら、時効完成の期間がどのくらいであるかといった事実や、時効が完成した場合にその債務の支払いを免れるという事実は弁護士でない者にとっては一般的なものであるとはいえず、その無知に乗じて弁護士がこれを利用することは弁護士の品位を損なうともいえるからである。しかし、他方で、時効完成制度は、政策的考慮により設けられたものに過ぎず、時効完成を援用しないかぎり債権者の債権の行使は当然の権利として許されるとも考えられる。

3 弁護士は、依頼人の代理人として行動し、その依頼人の利益を追求するのは当然であるから、時効完成している債務について債務者に請求したとしてもそれが弁護士の品位を損なう(規程6条)とまではいえない。したがって、甲の請求は、弁護士倫理上問題はない。

時効制度 相手方の援用権により成り立っている。

消滅時効完成しても援用しない限り、効力生じない。

時効は、抗弁。

設問(2)

1 規程52条は、相手方本人との直接交渉を禁止している。そこで、甲が、Bに対し、平成30年1月、21年分の滞納管理費210万円の請求を書面でした行為(2回目の請求)及び平成31年1月の請求(3回目の請求)が、同規程に反しないかが問題となる。

52条 正当な理由の有無。

正当な理由があるかどうか問題となる。

2 まず、Bの代理人である乙は、弁護士であるから「法令上の資格を有する代理人」にあたる。そして、甲は、Bの代理人とし乙が選任された後、このような請求をしている。規程52条の「交渉」は、とくに方法を制限されていないことから、Bに対し、書面で管理費の請求をすることもここにいう交渉にあたる。また、「正当な理由」とは、直接交渉する必要性・緊急性があり、相手方本人にことさら不利益を与えるおそれも少ないと認められる場合をいい、本問において、管理請求対象者が1000人を超えているという事情は、ここにいう正当な理由を基礎づけるものではない。当てはめをする。電話で抗議した。

3 したがって、弁護士甲の2回目の請求行為及び3回目の請求行為は、規程 52 条に違反するといふべきである。

弁護士法違反でようやく懲戒を受けるので、内部規則に過ぎない。

処分基準になっているといつてもよいかもしれない。処分基準の定義には厳密に当たらない。

設問(3)

1 懲戒請求が認められるためには、規程違反があつたというだけでなく、「その品位を失ふべき非行」があつたといえることが必要である(弁護士法 56 条 1 項)。

2 甲の2回目及び3回目の請求行為は、規程 52 条に反するものである。しかし、甲の言分である「管理費請求対象者が 1000 人を超えており、滞納者ごとの代理人受任の確認のごく一部に漏れが生じていた」ということが正しいのであれば、甲は、52 条の趣旨を潜脱して B 本人と直接交渉する意図を有していたわけではないといえる。そのため、甲は、品位を損なうべき非行をしたとまで評価することはできない。

3 以上より、懲戒請求は認められない。

法律上は、56 条に違反することで懲戒事由となる。

規程に違反していたから懲戒だというには足りない。

懲戒事由にあたるという場合には、どの処分にあたるのか検討(57 条)。

よっぽどのことをしないかぎり「戒告」。

今回はせいぜい「戒告」

設問(4)

1 認定司法書士は、140 万円以下の事件については代理人として交渉することが法令上認められている。しかし、本件の滞納管理費請求は、2 回目が 210 万円、3 回目が 220 万円であり、認定司法書士の代理人として交渉することができる業務の範囲を超えている。

認定司法書士は、簡裁代理権のみを有している。

その範囲内であれば、和解、訴訟してよい。

消滅時効の部分を除けば、140 万円を下回る。しかし、一般的な感覚としては、時効してても当然請求するし、相手方が承認すれば 140 万円を超えるし。

2 したがって、代理人乙は、規程 52 条にいう「法令上の資格を有する代理人」には該当しないことから、甲の請求行為については 52 条との関係で問題は生じない。

認定司法書士に対する請求で 200 万円をこえるから配慮するか。

無権代理人になつた場合。

第2問

設問(1)

★私選紹介弁護士依頼の通知

刑事弁護の種類

- ・私選 依頼者から直接お金をもらう。
- ・国選 一定の資力しかない場合には、国選。国が金を払う。 ★法律扶助制度

★国選弁護人の問題点

私選弁護は契約なので、いつからでもなれる。

国選弁護は 37 条の 2。勾留段階から。

私選紹介当番弁護というのは、逮捕から、勾留段階までの間の間隙を埋めるための制度。

一回無料で待機している弁護士に依頼する。

仕事との関係ですぐにでも出たい場合には、私選。

勾留後でもよいというのであれば、国選。

1 弁護士甲は、X から私選弁護の依頼がなかったため、刑事手続等の流れについて説明をしたのみでそのまま帰り、X の勤務先にも連絡してない。このような行為の適否が問題となる。

逮捕されているときの接見段階で何か問題はないか。

このときの X の問題点：逮捕は 72 時間ある。その間会社に病気で休むと伝えてほしいといわれた。

→ 私選弁護制度の説明をしていないことが問題なのではないか。

弁護人にはなっていない。職場への連絡って結構ハードルが高い、なぜなら事件を受任していない。まだ受任していないから権限ない。

→ まだ依頼を受けていないから弁護士として行動することができないということを説明するべき。会社に対して連絡をしないということを説明する。

サービスでやるに過ぎない、説明しなかったからといって何の問題はない。

最善の弁護活動(46 条)というのは努力義務に過ぎない。

2 まず、甲は、X から勤務先に連絡をするよう依頼されているにもかかわらず、これをしていない。逮捕中である X が外と連絡を取るには弁護士との接見を通じてこれをする必要がある。甲は、X の接見交通権確保に努めるべきである(規程 47 条)から、このような X の依頼をできる限り全うすべきである。

設問(2)

1 弁護士は当事者の依頼人としての役割だけでなく、社会正義を実現するという公益的な役割を有することから、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うことが求

められる(規程 5 条)。このような点からは、X が真に痴漢をしたのかどうかについて調査をするべきであったといえる。また、当事者の依頼人としての側面から見ても、X の納得を得ることが肝要であるから、痴漢が真に行われたのか詳細に調査すべきであったといえる。

2 X の助言は、目先の利益を追求するものであり、真に依頼人の利益になるかが定かでないばかりでなく、真実の発見を軽視するものであり適切であるとは言い難い。

弁護人の方から積極的に方針を述べることの適否

この手の案件は、

真実はどうであれ助言を述べること自体は適切。

否認している以上、罪証隠滅のおそれがあることも否定できない。相手方女性に接触する可能性があるから。

→

刑訴 87 条

50 万円で事なきを得るのであれば、それを話してもよい。

★この発言を自白誘導と捉えるのであれば問題ある。

しかし、依頼者に選択権を与えたうえで、このような発言をするのであれば「見通し」として伝えてもよいのではないか。

依頼者の権利利益をむしろ最大化するのではないか。

「最善の弁護活動」の規範定立をどうするか。

・依頼者の意思の尊重 誠実義務

・真実義務

三段論法を守るのが大事。

設問(3)

常識的な問題を条文に引き付けて三段論法

1 被害者との示談交渉において、甲は、X に事前の承諾を得ないまま、慰謝料 30 万円を支払うことで示談を成立させている。弁護士は、依頼者の意思の尊重すべきである(規程 22 条)ことから、X の承諾なしに示談を成立させた行為は、同規程との関係で問題がある。

2 依頼者である X は、示談交渉をすること自体には応じているが、その額が 30 万円であることについては不満を抱いている。X は、30 万円の慰謝料をやむなく承諾しているものの、これは事後的な承諾に過ぎない。示談が破綻した場合に刑事訴追のおそれがあるという不利な立場にある X にとって、事前に慰謝料の額を合意された場合には、後にそれを覆すことは困難である。このような事情に鑑みると、X は、被害者との間で合意をする前に少なくとも事前に X にこのことを伝えるべきであったといえる。

3 したがって、X の行為は、22 条に違反するから、このような示談交渉は適切ではない。

★被害者との間の委任契約をどうとらえるか
被害弁償自体は合意ある。金額についてはない。

★推定的承諾
とにかく和解をとってほしいというのであるから、それで和解してくれという筋であったので今回は問題ないとも考えられるか。

設問(4)

1 甲としては、Xをいかに納得させるかが重要である。そのため、他にとりうる手段について説明をしたうえで、その手段ではXより不利益を被る虞が高かったことを指摘すべきである。

2 具体的には、慰謝料と罰金を支払わなかった場合、Xは刑事訴追を受ける可能性があり、えん罪を証明する手段がない以上、有罪の判決を受けるおそれが高いといえる。

自分が正しいという正当な理屈をこねくり回す。

結論としては言いくるめる。

30万円はごく普通の金額

これがない場合には、起訴されてもっと重大なことになっていた。

第3問

(1) ①基本的人権 ②社会正義

(2) ③誠実 ④社会秩序

(3) ⑤所属弁護士会 ⑥日本弁護士連合会 ⑦秩序 ⑧信用 ⑨その品位を失うべき非行
⑩懲戒

(4) ⑪戒告 ⑫2年以内の業務停止 ⑬退去命令 ⑭除名

(5) ⑮72条から74 16 依頼者の紹介 17 自己の名義

(6) 18 職務上知りえた秘密

(7) 19 金員 20 預り金